

奈良市アートプロジェクト実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良市アートプロジェクト実行委員会会則第9条第2項の規定に基づく奈良市アートプロジェクト実行委員会事務局（以下「事務局」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局の組織は、奈良市文化振興課の職員をもって構成し、奈良市アートプロジェクト実行委員会（以下「委員会」という。）に関する事務を処理する。

2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務長を置く。

3 事務局長は、奈良市市民部長をもって充てる。

4 事務局次長は、奈良市市民部次長をもって充てる。

5 事務長は、奈良市市民部文化振興課長をもって充てる。

(職務)

第3条 事務局長は、奈良市アートプロジェクト実行委員会委員長（以下「委員長」という。）の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。

3 事務長は、事務局長又は事務局次長の命を受けて、事務に従事する。

(専決事項)

第4条 事務局長及び事務長は、別表第1に掲げる事項について、専決することができる。

2 前項の規定により専決できる事項であっても、その内容が重要なものであるときは、委員長の決裁を受けなければならない。

3 事務局長及び事務長は、必要があると認められるものについては、その専決した事項を遅滞なく委員長に報告しなければならない。

(文書)

第5条 文書には、「奈ア実委」の記号及び年度による一連番号を付さなければならない。ただし、内容が軽易な文書については、この限りでない。

2 外部に発信する文書は、委員長名で発信するものとする。ただし、内容が軽易な文書については、この限りでない。

(文書の保存)

第6条 処理済の文書は、事務局において編纂し、事務局長が別に指示する期間保存しなければならない。

2 委員会が解散したときは、保存文書を奈良市へ引き継ぐものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 19 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年年 月 日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

事項	事務局長	事務長
(1) 照会、回答、通知等に関する事	重要なもの	軽易なもの
こと。		
(2) 届出、報告等の受理及び提出に	重要なもの	軽易なもの
関		
すること。		
(3) 委託料の支出負担行為の決定に	1 件の予定価格が 2, 0 0	1 件の予定価格が 5 0 0
関	0 万円未満のもの	万円未満のもの
すること。		
(4) 前 3 項以外の支出負担行為の決定	1 件の予定価格が 8 0 0	1 件の予定価格が 3 0 0
に	万円未満のもの	万円未満のもの
関		
すること。		
(5) 支出の決定、戻入の決定、精算及		○
び		
確認に		
関		
すること。		
(6) 予算の流用に関する事	○	
こと。		
(7) 契約の締結及び変更に関する事	前 3 項及び 4 項の規定に	前 3 項及び 4 項の規定に
こ	基づく	基づく
と		
(重要		
な契		
約を		
除		
く)。		
(8) 収入の調定、徴収、戻出に		○
関		
す		
こ		
と。		